

都市計画市素案説明会  
都市再生特別地区(海岸通り地区)  
海岸通り地区地区計画

令和4年1月20日～2月18日

横浜市

1 地区の概況

2 都市計画提案の概要と評価

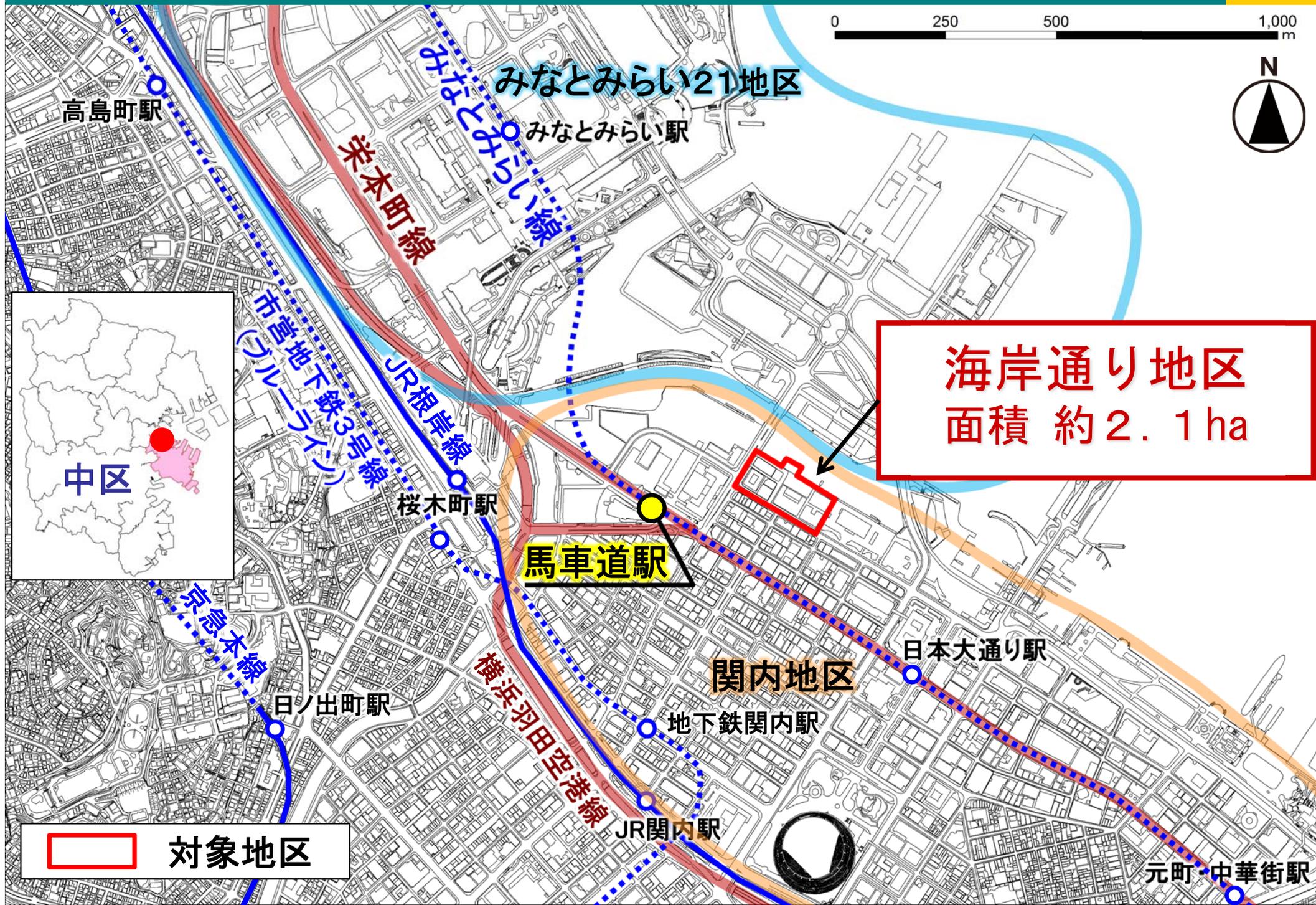
3 都市計画市素案の概要

4 今後の都市計画手続について

# 1 地区の概況

- (1) 対象地区の位置
- (2) 対象地区の周辺の状況
- (3) 上位計画等
- (4) 現在の都市計画(用途地域等)

# ■ (1) 対象地区の位置



## ■ (2) 対象地区の周辺の状況

神奈川県警察

海岸通り地区

横浜第二合同庁舎



対象地区



# 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(H30改定)

## 都市計画の目標

### 地域毎の市街地像(横浜都心)

「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」を  
目指し、業務、商業、文化、観光や、優れたビジネス  
環境の構築にも資する居住機能等の更なる集積を図り、  
魅力と活気あふれる拠点地区として整備を進めること  
により、各地区の魅力が重層的に発揮され、世界にア  
ピールする横浜の顔づくりを進める。

## 横浜市都市計画マスタープラン

(H25改定)

### 全体構想 土地利用の方針

関内・関外地区については、横浜都心発展の礎である中心市街地として、歴史の蓄積を生かしつつ、業務・商業・文化・観光・交流・居住など様々な機能の充実に向けた土地利用を図ります。

### 中区プラン「中区まちづくり方針」 (R2改定)

海岸通りなどでは、国際性や歴史・文化などそれぞれの特性を生かしたまちづくりを進めるため、事業者、区民、行政などが連携し、地区計画や景観計画などによる良好な街並みの形成を図ります。



# 都市再生緊急整備地域 (横浜都心・臨海地域)

都市再生緊急整備地域

0 500 1,000 2,000 m



対象区域

## 都市再生緊急整備地域 地域整備方針 整備の目標

### 横浜都心・臨海地域

(横浜駅周辺地区、横浜みなとみらい地区、北仲通地区、山下ふ頭周辺地区、関内駅周辺地区)

(H24策定・  
H30改定)

横浜都心・臨海地域が「人々に選ばれる都心」となるため、「みなと交流軸」の形成、「地区の結節点」における連携強化と併せ一体的に都市機能の強化などを図り、港と共に発展する横浜ならではの都心を形成

#### 【関内駅周辺地区】

開港以来、業務・商業の中心地として栄えてきた歴史  
を生かしながら、グローバル企業からベンチャー企業  
まで多様な業務機能の集積等を進めるとともに、文化  
芸術・観光集客の拠点などを形成

## 横浜市都心臨海部再生マスタープラン

(H27策定)

### 都心臨海部

(横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区)

横浜独自の都心機能をもつ三つの視点

- ① **国際ビジネス** ② **ホスピタリティ** ③ **クリエイティビティ**

### 【国際ビジネス】

**グローバル企業・人材の積極的誘致**や、都心臨海部ならではの特性を生かしたビジネス支援

# ■ (4) 現在の都市計画(用途地域等)

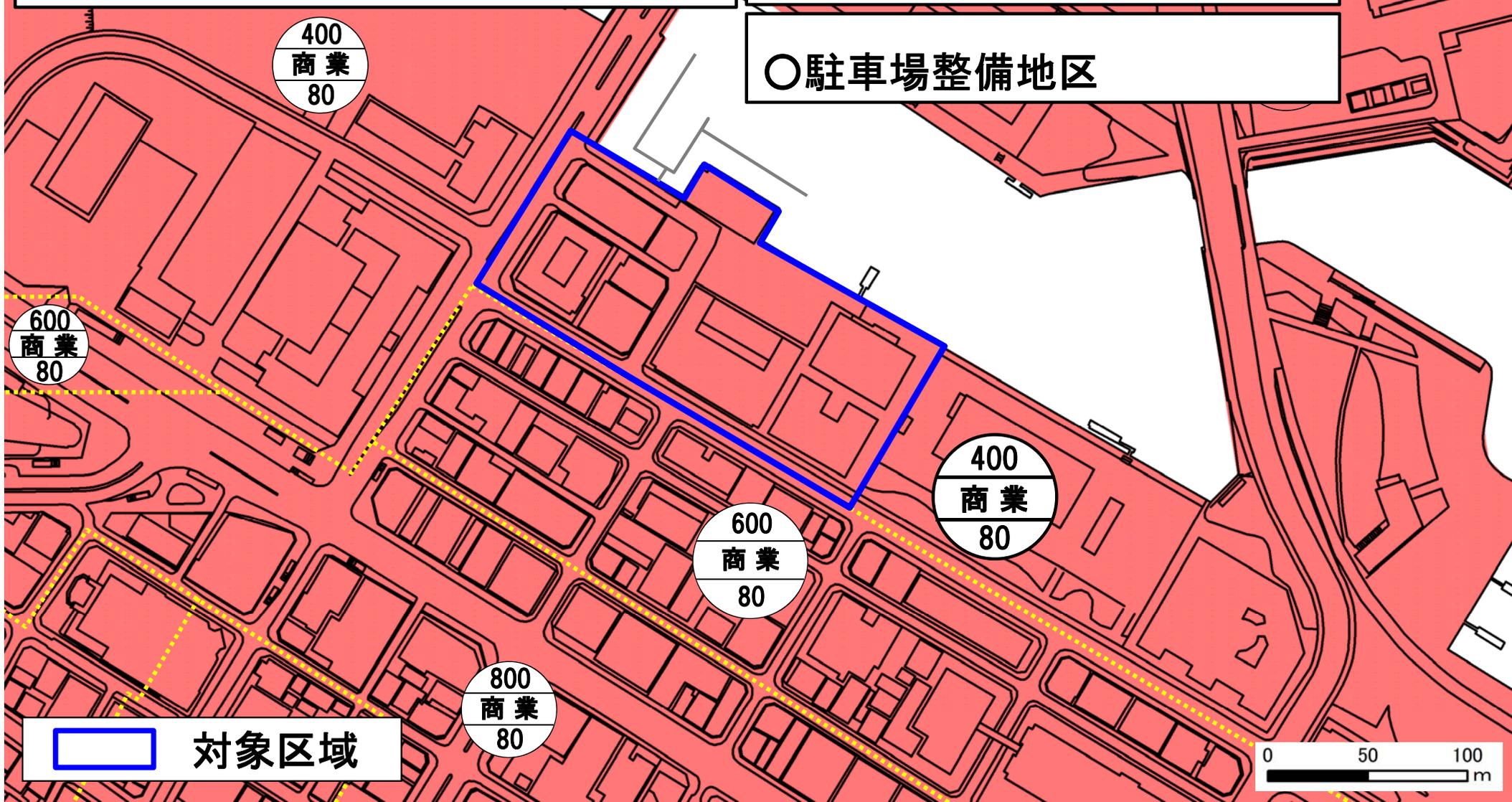
○用途地域：商業地域  
容積率400% 建蔽率80%

○防火地域及び準防火地域：  
防火地域

○高度地区（最高限）：  
第7種高度地区（最高高さ31m）

○横浜港臨港地区

○駐車場整備地区



□ 対象区域

## 2 都市計画提案の概要と評価

- (1) これまでの経緯
- (2) 都市計画提案制度
- (3) 都市再生事業の内容
- (4) 都市計画提案の内容
- (5) 都市再生特別地区を補完する  
地区計画案の概要
- (6) 都市計画提案に対する評価

H27.2 横浜市都心臨海部再生マスタープラン策定

H30.10 都市再生緊急整備地域  
(横浜都心・臨海地域)の拡大指定

R3.4 (仮称)横浜市中区海岸通計画  
環境影響評価の条例手続開始

R3.9 海岸通り地区の景観形成について  
都市美対策審議会景観審査部会の審議手続き

R3.12 事業者が地元説明会を開催

R4.1.4 事業者から「都市再生特別地区」の都市計画の  
変更(海岸通り地区の追加)の提案受理

R4.1.4 事業者から「都市再生特別地区」の都市計画の  
変更(海岸通り地区の追加)の提案受理

R4.1.6 横浜市都市再生評価委員会にて  
都市計画提案を評価

R4.1.20 都市計画市素案説明会 (本動画)  
~2.18 ※ホームページでの動画配信

R4.2.4~18 都市計画市素案縦覧

R4.3.7 公聴会 ※ホームページでの書面による意見の公開

### (趣旨)

都市再生緊急整備地域において、民間からの都市計画の発意を積極的に受け止めることにより、民間による都市開発を積極的に誘導し、都市の再生を強力に推進することを目的として創設

(都市計画運用指針)

### (内容)

都市再生事業を行おうとする者は、一定の条件を満たしたうえで、都市計画決定権者に対し、当該都市再生事業を行うために必要な都市計画の決定又は変更を提案することができる

(都市再生特別措置法 第37条第1項)

### (提案の対象となる都市計画の種類)

「都市再生特別地区」、「再開発等促進区を定める地区計画」等、当該都市再生事業の実施に必要な都市計画

(都市再生特別措置法 第37条第1項)

### (都市計画の提案に必要な要件)

- 1 都市再生事業を行おうとする者であること  
(都市再生特別措置法 第37条)
- 2 事業区域の面積が0.5ha以上であること  
(都市再生特別措置法 第20条、都市再生特別措置法施行令 第7条)
- 3 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」など、都市計画に関する基準に適合するものであること  
(都市再生特別措置法 第37条第2項第1号)
- 4 土地所有者等の2／3以上の同意を得ていること  
(都市再生特別措置法 第37条第2項第2号)
- 5 事業が環境影響評価法による対象事業に該当するものであるときは、評価書の公告が行われていること  
(都市再生特別措置法 第37条第2項第3号)

## 中区海岸通り地区における 都市再生特別措置法に基づく都市計画提案

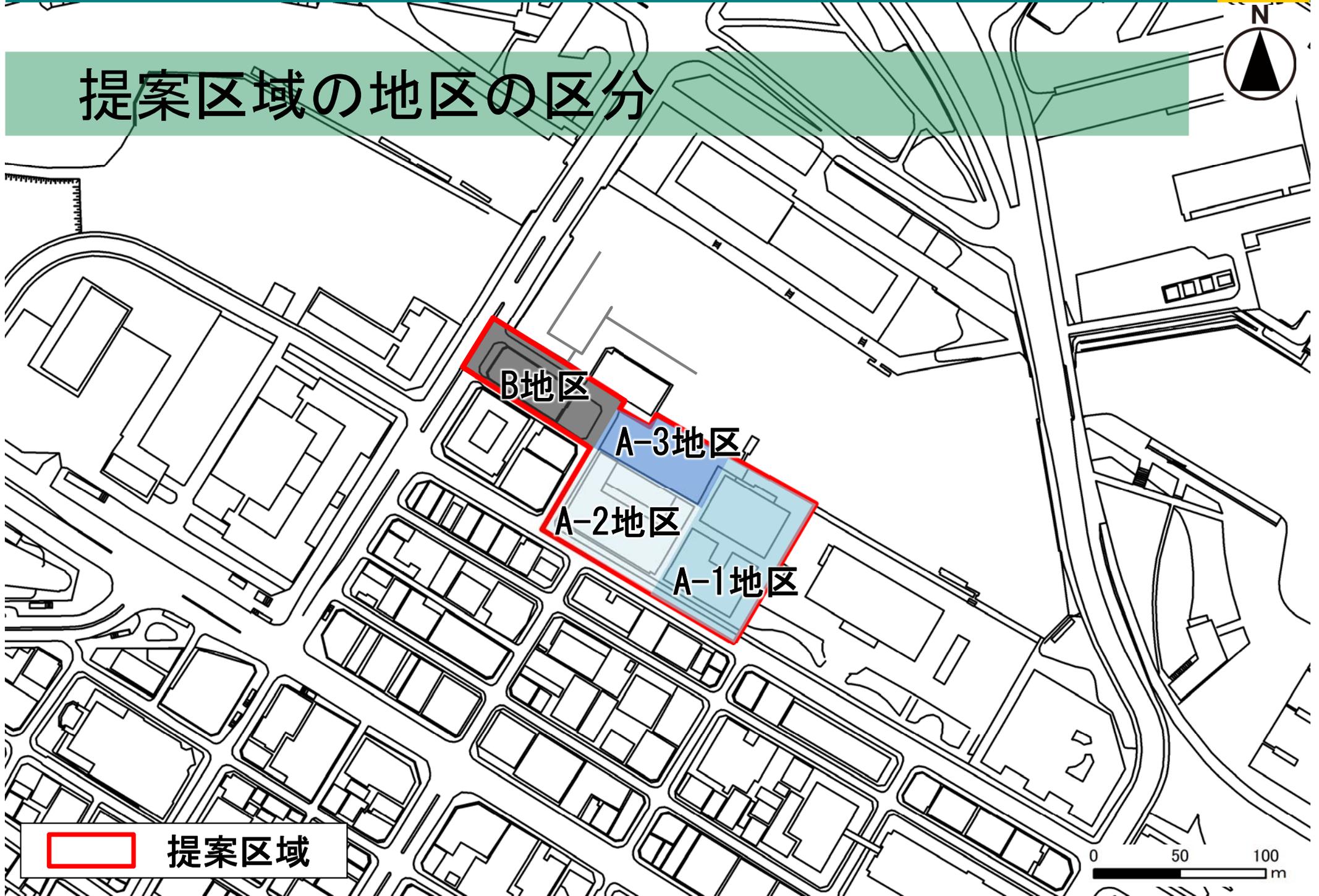
提案日	令和4年1月4日
提案者	日本郵船株式会社、三菱地所株式会社 株式会社宇徳
提案する 都市計画	都市再生特別地区
位置	中区海岸通地内
面積	約1.5ha

### 提案の主旨

みなとみらい21地区と関内地区を結ぶ結節点として、**歴史的建造物の保全と土地の合理的かつ健全な高度利用により、地区間の連携強化と都市機能強化を図る。**

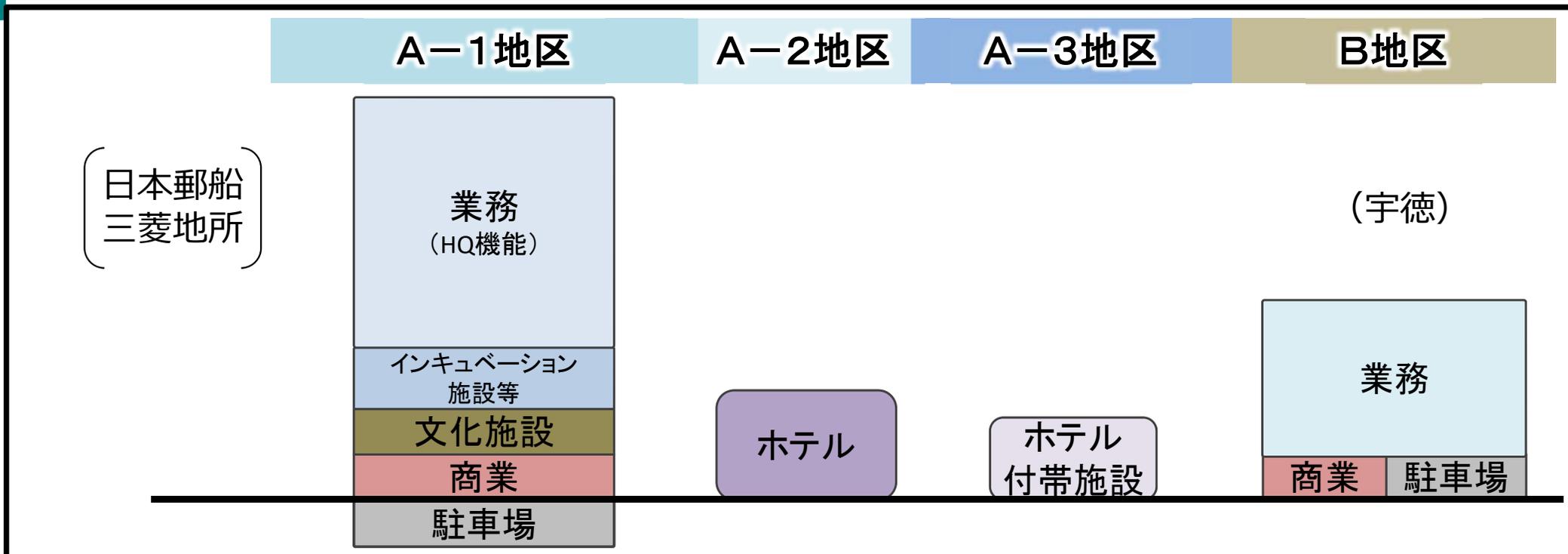
**業務機能の強化と共に、関内地区の都市活力をけん引する機能集積と新たなビジネス環境の創出により、横浜都心臨海地域の国際競争力強化を図る。**

## 提案区域の地区の区分



提案区域

# (3) 都市再生事業の内容



地区区分	A-1地区	A-2地区	A-3地区	B地区
敷地面積	約5,000m <sup>2</sup>	約3,650m <sup>2</sup>	約1,900m <sup>2</sup>	約1,500m <sup>2</sup>
容積率	約1250%	約250%	約70%	約500%
	A地区全体 約700%			
建蔽率	約70%	約70%	約30%	約80%
建築面積	約3,500m <sup>2</sup>	約2,500m <sup>2</sup>	約500m <sup>2</sup>	約1,200m <sup>2</sup>
延床面積	約72,800m <sup>2</sup>	約7,400m <sup>2</sup>	約1,200m <sup>2</sup>	約8,400m <sup>2</sup>
建築物の高さ	約99m	約26m	約16m	約44m

## 全体イメージ

〈A地区〉



〈B地区〉



※ 現時点で提案者が想定しているイメージであり、今後変更になることがあります。

## 都市再生への貢献

### ① 国際ビジネス環境の強化

業務機能の集約的整備

新たなビジネス環境の創出

### ② 歴史的建造物の保全活用

歴史的建造物の保全・活用

歴史的建造物を活かした景観の形成

### ③ 回遊・憩い空間の形成

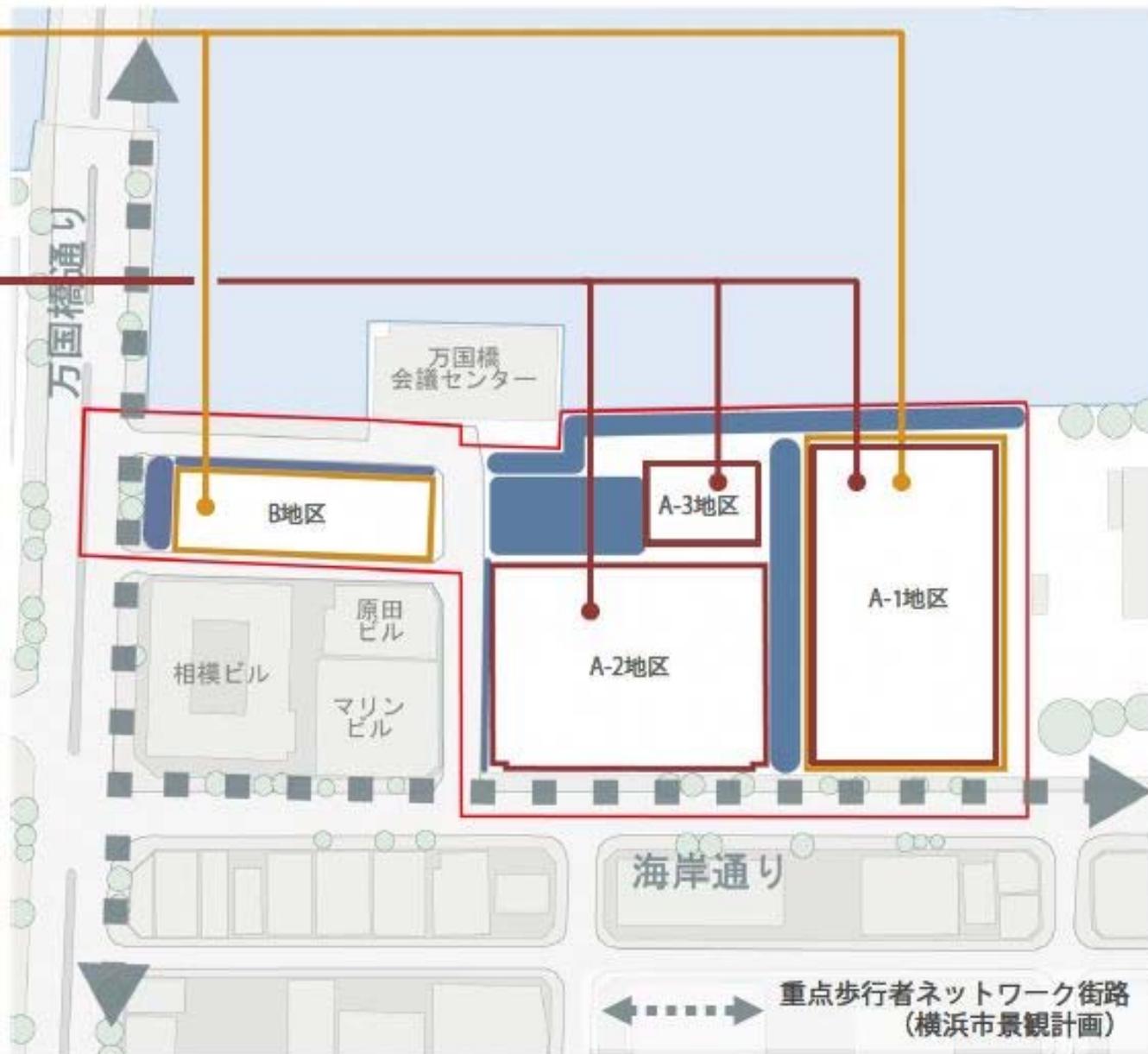
地区の回遊動線の形成

活動の場となる広場等の整備

水際と海岸通りをつなぐ歩行者空間の整備

### ④ 環境負荷低減の取組

### ⑤ 防災・減災に資する取組



## ① 国際ビジネス環境の強化

国際ビジネス環境の強化として、業務機能の集約的整備等の実施

### 〈A-1 地区〉

客船事業、物流事業、研究開発事業のHQ機能等の集約的な整備。

クルーズ客船事業のイメージ

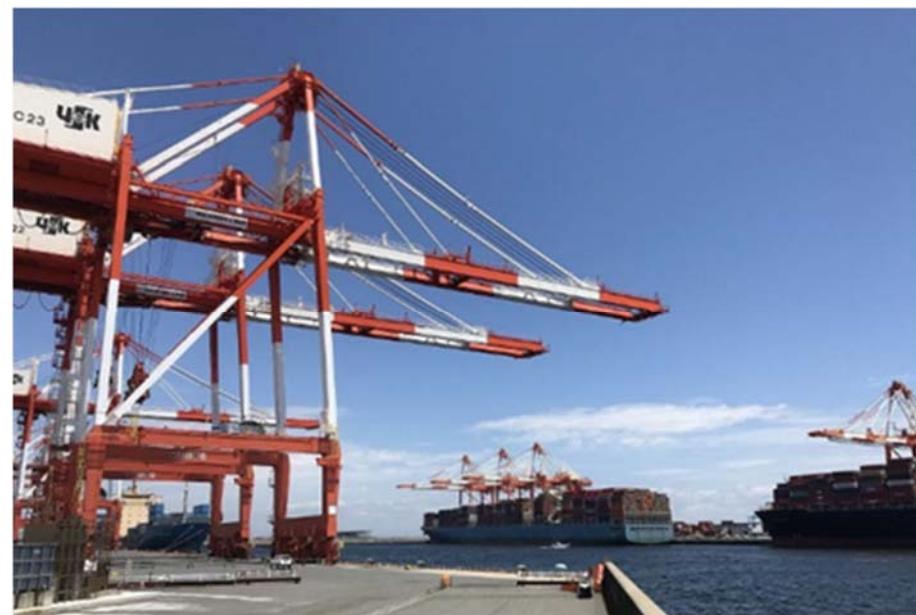


画像提供：郵船クルーズ株式会社

### 〈B 地区〉

グループ統括機能を含む本社機能等の集約的な整備。

コンテナターミナル運営のイメージ



## ① 国際ビジネス環境の強化

インキュベーション施設・オープンイノベーション事業等の整備・実施

グローバル企業と大学・スタートアップ企業などが連携したオープンイノベーションに関する取り組みを支援する施設・機能の整備や、都心臨海部ならではのビジネス創発に繋がるインキュベーション施設の整備。

インキュベーション施設・オープンイノベーション事業等のイメージ



## ② 歴史的建造物の保全活用

重要な歴史的建造物である横浜郵船ビルを原位置において保全

〈A-2地区〉

国や市が定める歴史的な建造物に関する認定制度を活用することで、歴史的建造物、歴史的景観の保全を図る。



1935(昭和10)年の日本郵船横浜支店(日本郵船歴史博物館所蔵)

歴史的建造物の内部空間を積極的な活用

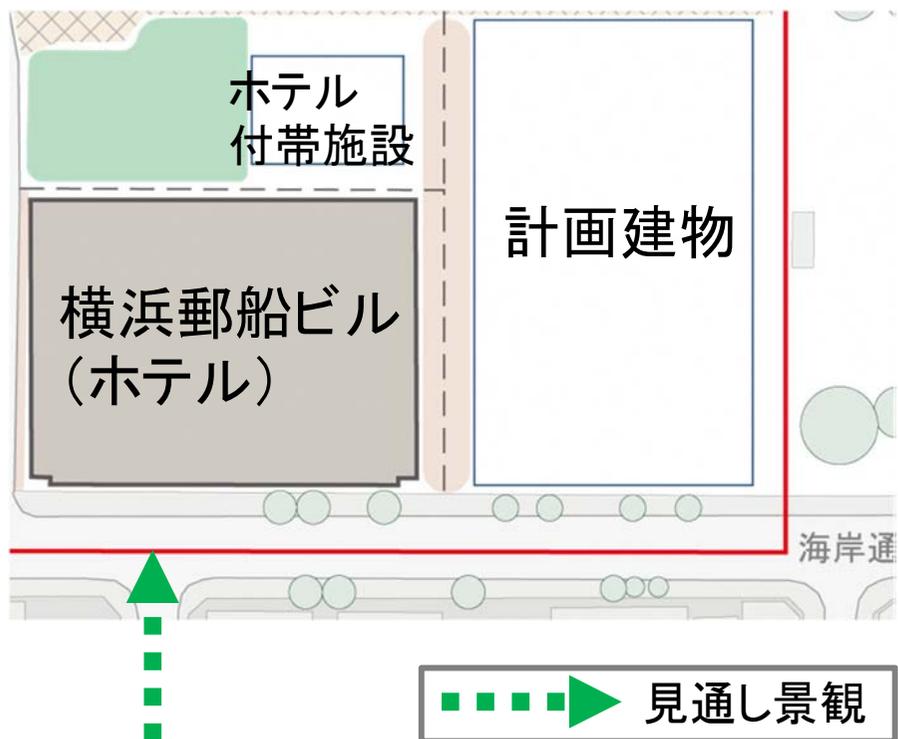
横浜郵船ビルのもつ歴史性を活かしたニューツーリズムに係る取り組みとしてホテルを導入するとともに、A-3地区にホテル付帯施設を導入。  
現在の横浜郵船ビルの文化施設をA-1地区に再整備。

## ② 歴史的建造物の保全活用

高層棟を東側に寄せることによる見通し景観の維持

〈A地区〉

歴史的建造物上に計画建物がかぶさることなく、空が抜けるように配慮



本町三丁目交差点より横浜郵船ビルを望む



## ② 歴史的建造物の保全活用

### 横浜郵船ビルが持つ意匠上の特徴を尊重した高層棟の計画

〈A-1地区〉

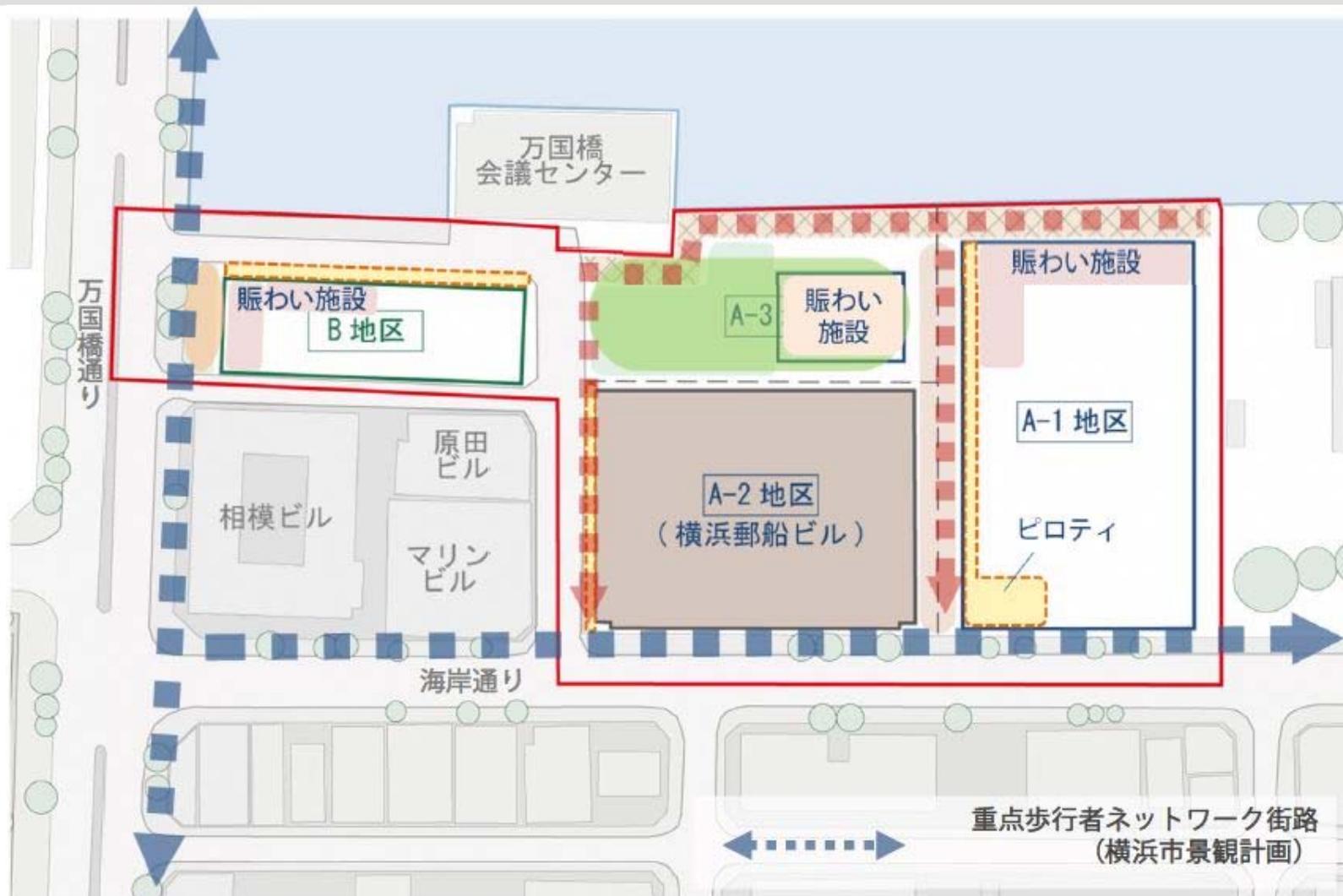
繊細なデザインの高層部と、歴史的建造物と調和する外装及び低層部デザイン

コーニスラインを尊重した2層分のピロティやガラス張りのエントランス空間



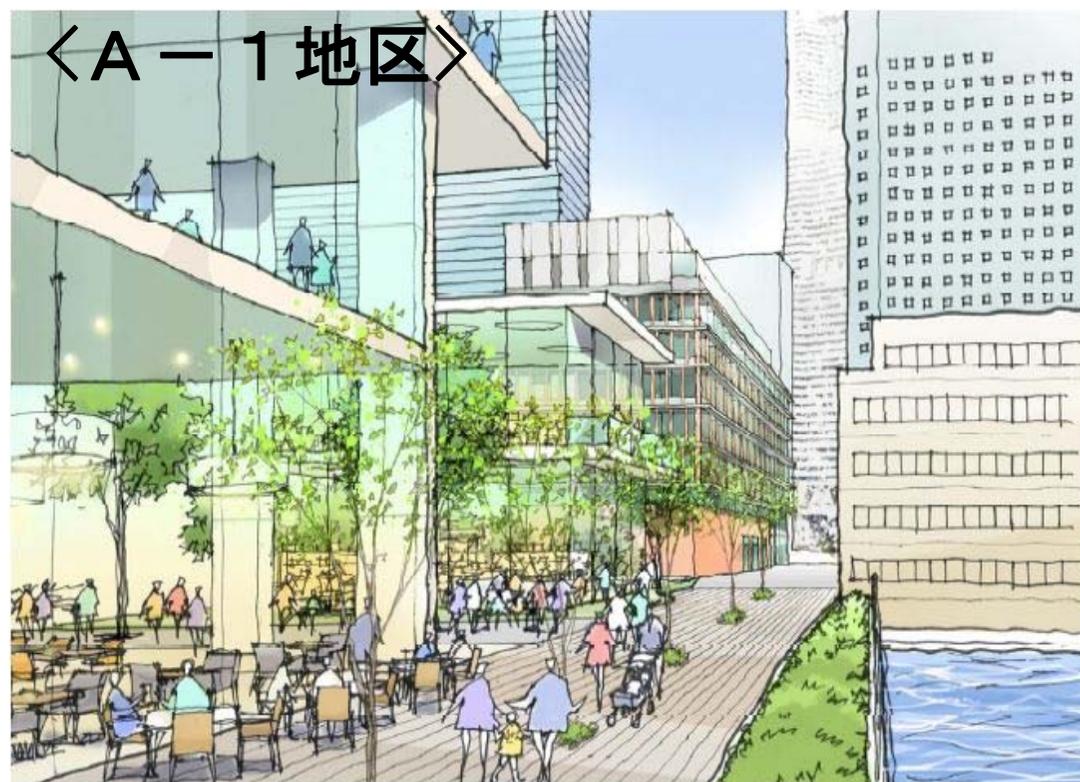
## ③ 回遊・憩い空間の形成

主要な歩行者動線である海岸通り・万国橋通りから水際に人々を引き込む地区内の回遊動線を形成



## ③ 回遊・憩い空間の形成

広場を中心とした、建物と一体感のある水際空間を整備。合わせて、海岸通りから海側への回遊を促す空間を整備



中高木・ファニーチャ等を設え滞留空間を形成、広場と連続する賑わいに資する機能を設ける

## ③回遊・憩い空間の形成

広場を中心とした、建物と一体感のある水際空間を整備。合わせて、海岸通りから海側への回遊を促す空間を整備



〈A-3 地区〉



賑わい機能や歴史的建造物に囲まれた広場空間の形成

## ③回遊・憩い空間の形成

広場を中心とした、建物と一体感のある水際空間を整備。合わせて、海岸通りから海側への回遊を促す空間を整備



賑わい機能をプロムナード奥の両側に配置し、水際の賑わいを目指し足を延ばしたくなる空間を形成

### ④ 環境負荷低減の取組

A-1、B地区においては、CASBEE横浜での評価値Aランク以上となるよう、環境へ配慮した総合的な取り組みを実施するとともに、今後の技術革新等の取入れを検討しSランクの取得を目指す

市条例に定める数値の1.5倍である緑化率15%を、歴史的建造物のあるA-2地区を除くA-1、A-3地区一体、B地区でそれぞれ確保

### ⑤ 防災・減災に資する取組

地域の安全性向上を目指すとともに、災害時においても迅速に業務機能を復旧できるよう施設を計画

帰宅困難者のための  
一時滞在施設の確保

防災備蓄倉庫の  
整備

BCPを考慮した  
建物設備の計画

# ■ (4) 都市計画提案の内容

## 都市再生特別地区（海岸通り地区）

地区の区分	A-1地区	A-2地区	A-3地区	B地区
面積	約0.5ha	約0.5ha	約0.2ha	約0.3ha
容積率の最高限度	1,250%	250%	70%	500%
容積率の最低限度	400% ※1	100% ※1	10% ※1	400% ※1
建蔽率の最高限度	55% ※2	80% ※2	60% ※2	60% ※2
建築面積の最低限度	1,000㎡ ※1	100㎡ ※1	100㎡ ※1	500㎡ ※1
高さの最高限度	100m	31m	16m	45m

壁面の位置の制限 ※1

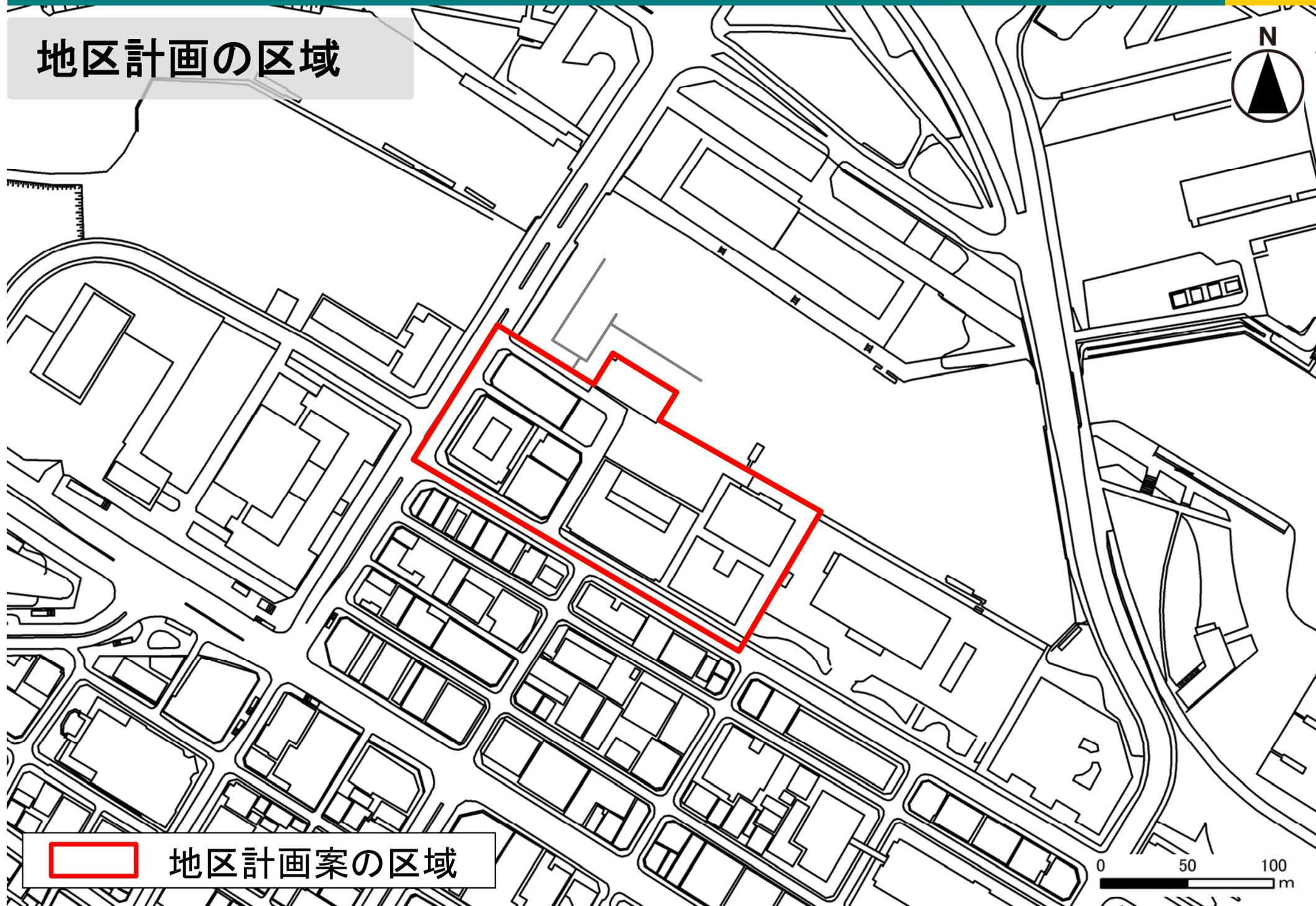
- 道路境界線から1.0m以上後退
- 道路境界線から2.0m以上後退
- 地盤面からの高さが5.0mまでの部分について道路境界線から1.0m以上後退



都市再生特別地区の区域

※1: 除外規定あり  
 ※2: 緩和規定あり

地区計画の区域



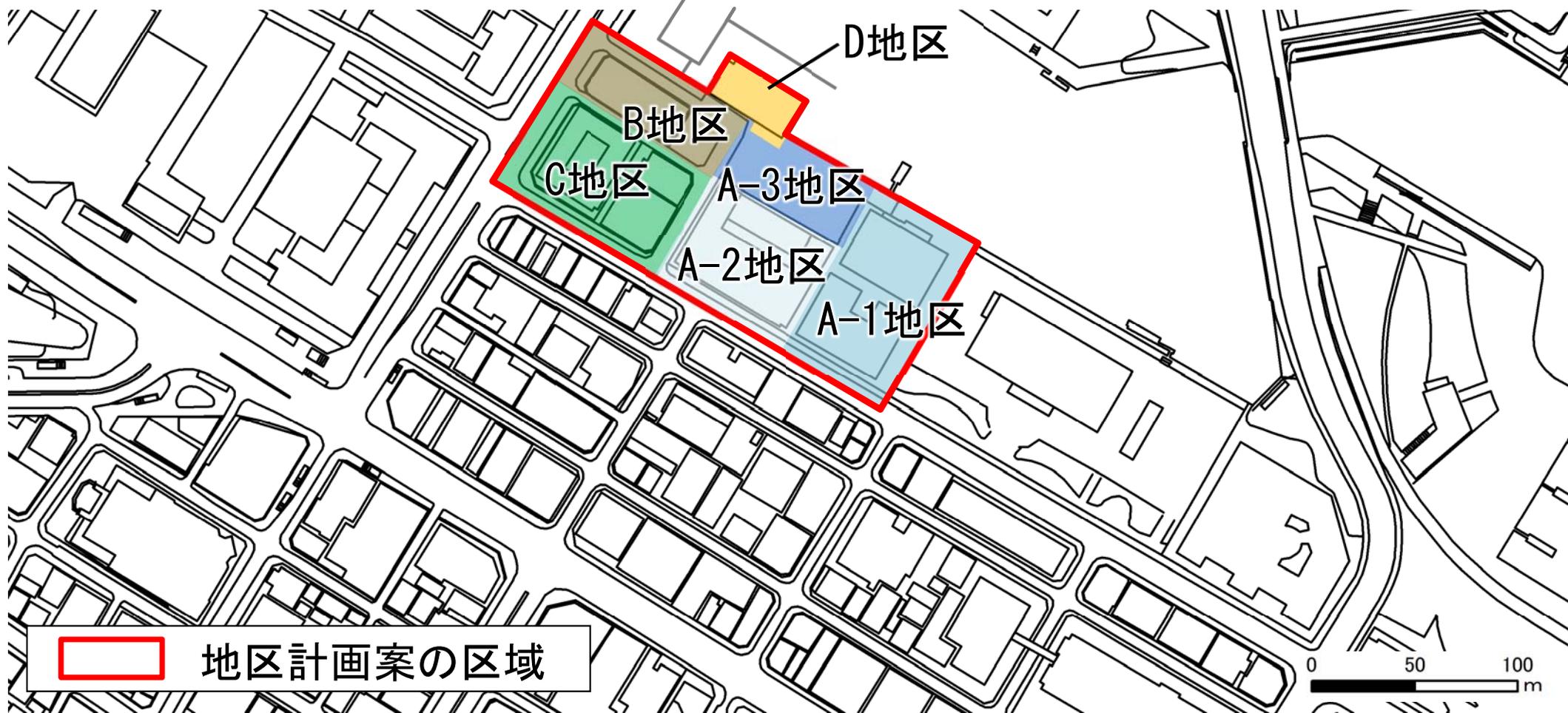
地区計画案の区域

0 50 100 m

## 地区の区分

	A 地 区	A-1地区
		A-2地区
		A-3地区

	B地区
	C地区
	D地区



地区計画案の区域

## 地区計画の構成

### ◆ 地区計画の目標

### ◆ 区域の整備、開発及び保全に関する方針

- ・ 土地利用の方針
- ・ 地区施設の整備の方針
- ・ 建築物等の整備の方針

### ◆ 地区整備計画

- ・ 地区施設の配置及び規模
- ・ 建築物等に関する事項
  - ・ 用途の制限
  - ・ 形態意匠の制限

## 地区計画の目標等

### 地区計画の目標

歴史的建造物等の積極的な保全活用と、にぎわいの形成や歩行者ネットワークの拡充を図ることにより、伝統と風格ある街並み景観を形成するとともに、**都心臨海部にふさわしい複合的な市街地を形成し、その環境の維持を図ることなど**

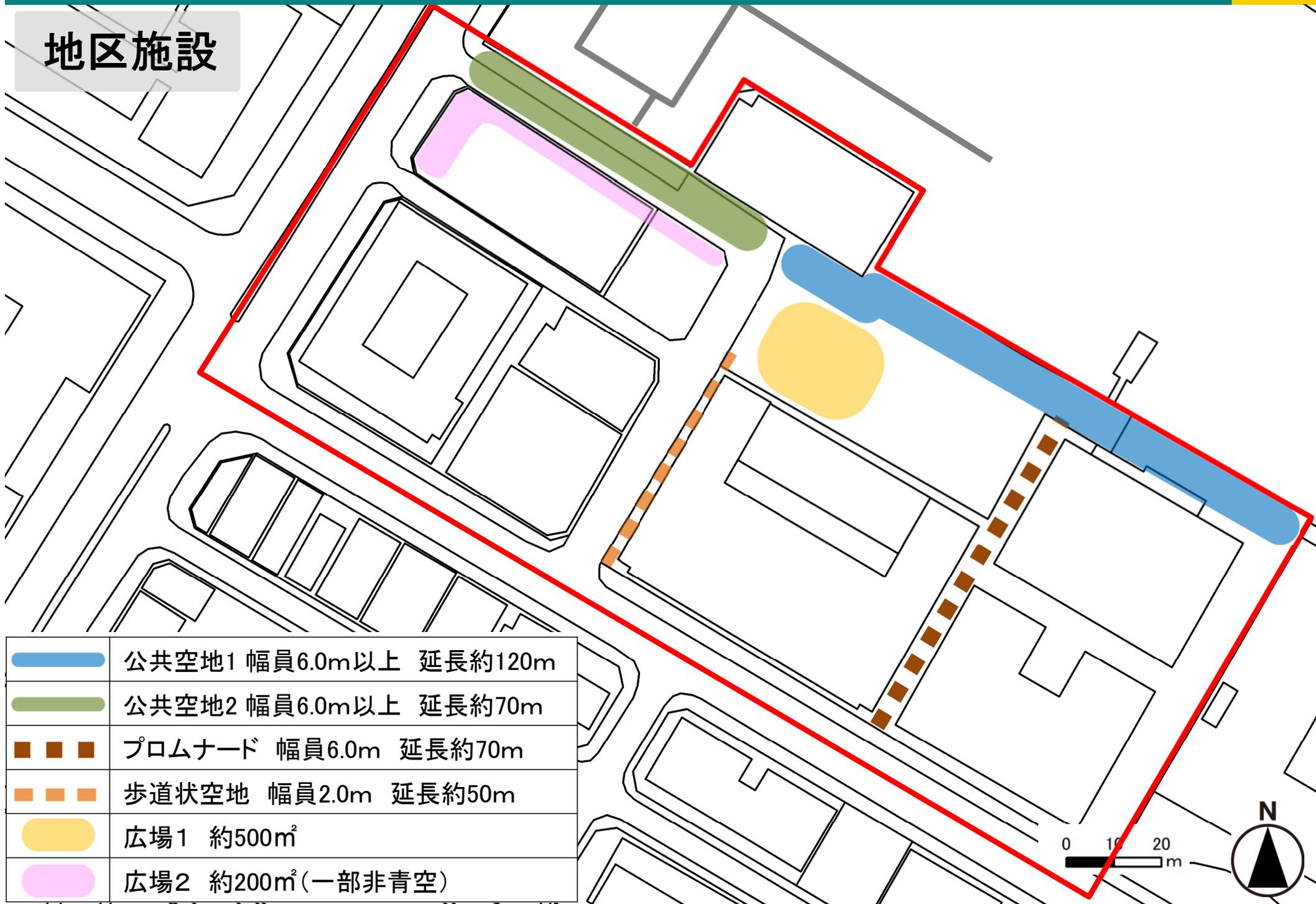
### 土地利用の方針

歴史的建造物の保全・活用、水辺景観、にぎわいの形成など

### 建築物等の整備の方針

伝統と風格ある街並みを形成するための制限など

## 地区施設

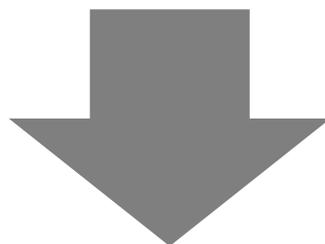


	公共空地1 幅員6.0m以上 延長約120m
	公共空地2 幅員6.0m以上 延長約70m
	プロムナード 幅員6.0m 延長約70m
	歩道状空地 幅員2.0m 延長約50m
	広場1 約500m <sup>2</sup>
	広場2 約200m <sup>2</sup> (一部非青空)

都市計画提案の経緯

都市再生特別措置法に基づく  
都市計画提案 受理

令和4年1月4日



横浜市都市再生評価委員会

令和4年1月6日

## 都市再生評価委員会における評価項目

- 1 横浜市のみちづくりの方針に則していること
- 2 当該土地の周辺環境等に配慮されていること
- 3 周辺住民との調整が整い、概ね賛同が得られること
- 4 都市再生特別措置法第37条第2項第1号に基づき、法律、条例、規則、要綱、方針、プラン等に則していること
- 5 誘導する建築物が都市の再生に貢献すること

(※横浜市都市再生特別地区等に関する都市計画提案制度手続要領第3条)



総合的に評価

### 「誘導する建築物の都市の再生への貢献」に関する評価

歴史的建造物の保全・活用、魅力ある都市景観の形成、来街者の快適な滞在環境の向上、防災性の強化、環境性能の向上等

歴史的建造物を保全活用しながら、国際ビジネス環境の強化に寄与するグローバル企業やインキュベーション施設、来街者をもてなす施設等の複合用途が集積され、都心機能の強化に貢献

来街者にとって安全で魅力ある歩行者ネットワークを形成するため、周辺エリアと一体的に歩行者動線を拡充する内容



都市の再生に貢献すると評価

## 総合評価

都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の趣旨を踏まえ、将来にわたり輝き続け、魅力あふれた世界都市の顔としての都心臨海部を形成するため、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」の実現に向けた施策に取り組むものと評価

「横浜都心・臨海地域」のまちづくりを積極的に推進するためにも、都市再生特別地区の変更を行う必要があると判断

都市計画市素案の作成

## 総合評価

提案と併せて要望された地区計画についても、提案内容を  
実現し、周辺の地区を含めて一体的にまちづくりを推進する視  
点を評価

都心臨海部にふさわしい複合的な市街地を形成し、その環  
境の維持を図るために、本市において地区計画の策定手続き  
を進める必要がある



### 都市計画市素案の作成

※評価結果の詳細は横浜市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/teian/teian.html>

### 3 都市計画市素案の概要

- (1) 都市再生特別地区の変更
- (2) 地区計画の決定

## 都市再生特別地区とは

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に、都市再生特別地区を定めることができる。

(都市再生特別措置法第36条第1項)

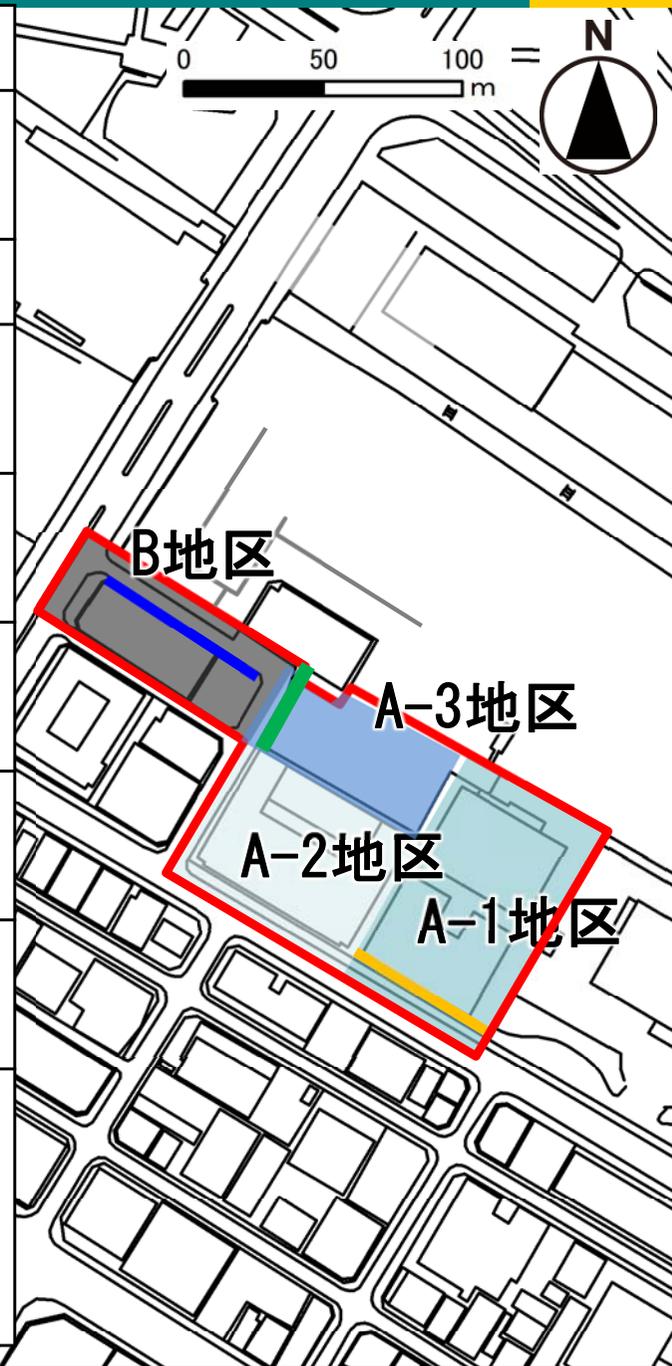
## 都市再生特別地区で定める制限内容

- ・ 建築物の容積率の最高限度、最低限度
- ・ 建築物の建蔽率の最高限度
- ・ 建築物の建築面積の最低限度
- ・ 建築物の高さの最高限度
- ・ 壁面の位置の制限

# ■ (1) 都市再生特別地区の変更

都市再生特別地区（海岸通り地区）

地区の区分	A-1地区	A-2地区	A-3地区	B地区
面積	約0.5ha	約0.5ha	約0.2ha	約0.3ha
容積率の最高限度	1,250%	250%	70%	500%
容積率の最低限度	400% ※1	100% ※1	10% ※1	400% ※1
建蔽率の最高限度	55% ※2	80% ※2	60% ※2	60% ※2
建築面積の最低限度	1,000㎡ ※1	100㎡ ※1	100㎡ ※1	500㎡ ※1
高さの最高限度	100m	31m	16m	45m
壁面の位置の制限 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: yellow;">—</span> 道路境界線から1.0m以上後退</li> <li><span style="color: green;">—</span> 道路境界線から2.0m以上後退</li> <li><span style="color: blue;">—</span> 地盤面からの高さが5.0mまでの部分について道路境界線から1.0m以上後退</li> </ul>			

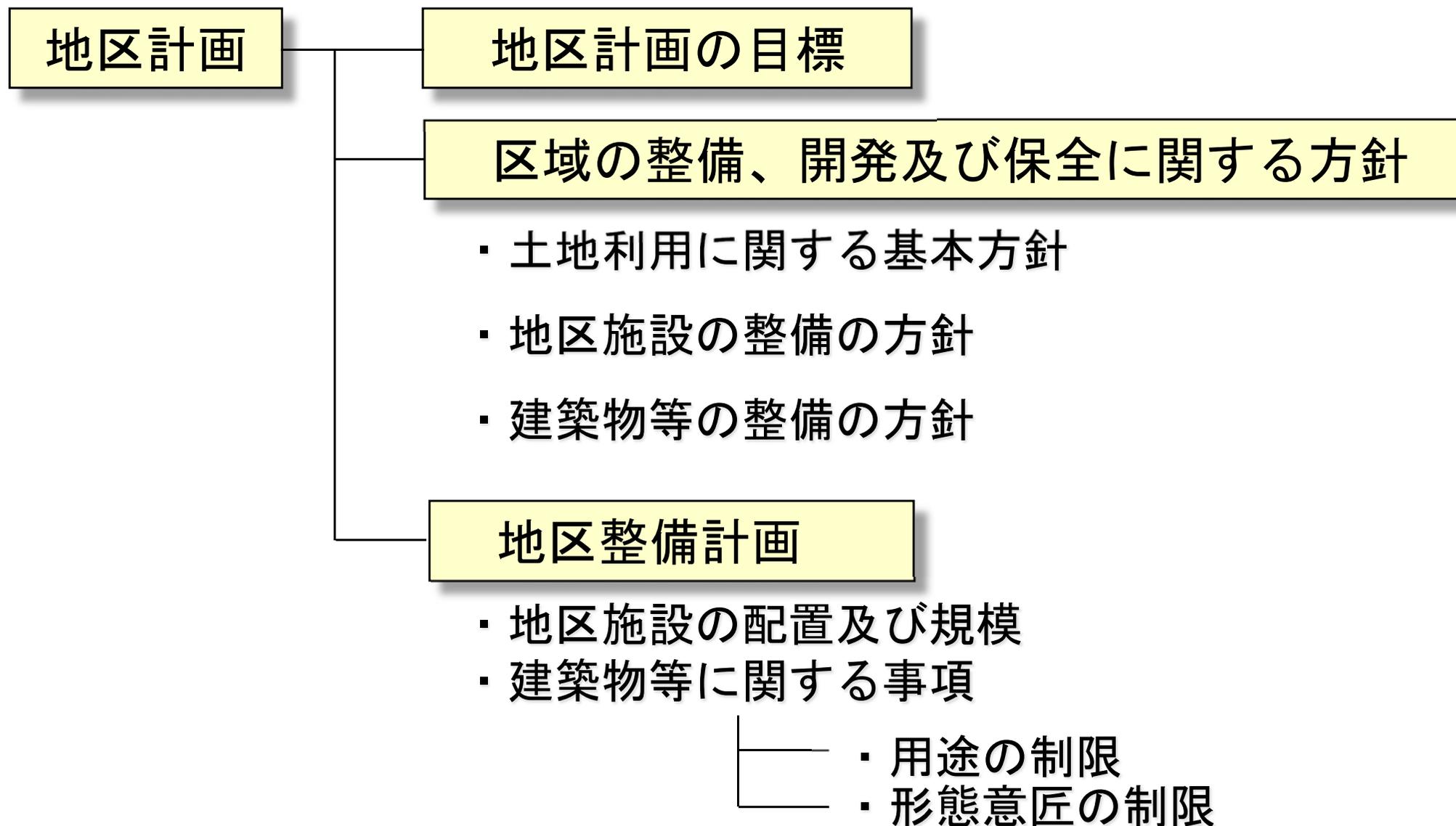


都市再生特別地区の区域

※1: 除外規定あり

※2: 緩和規定あり

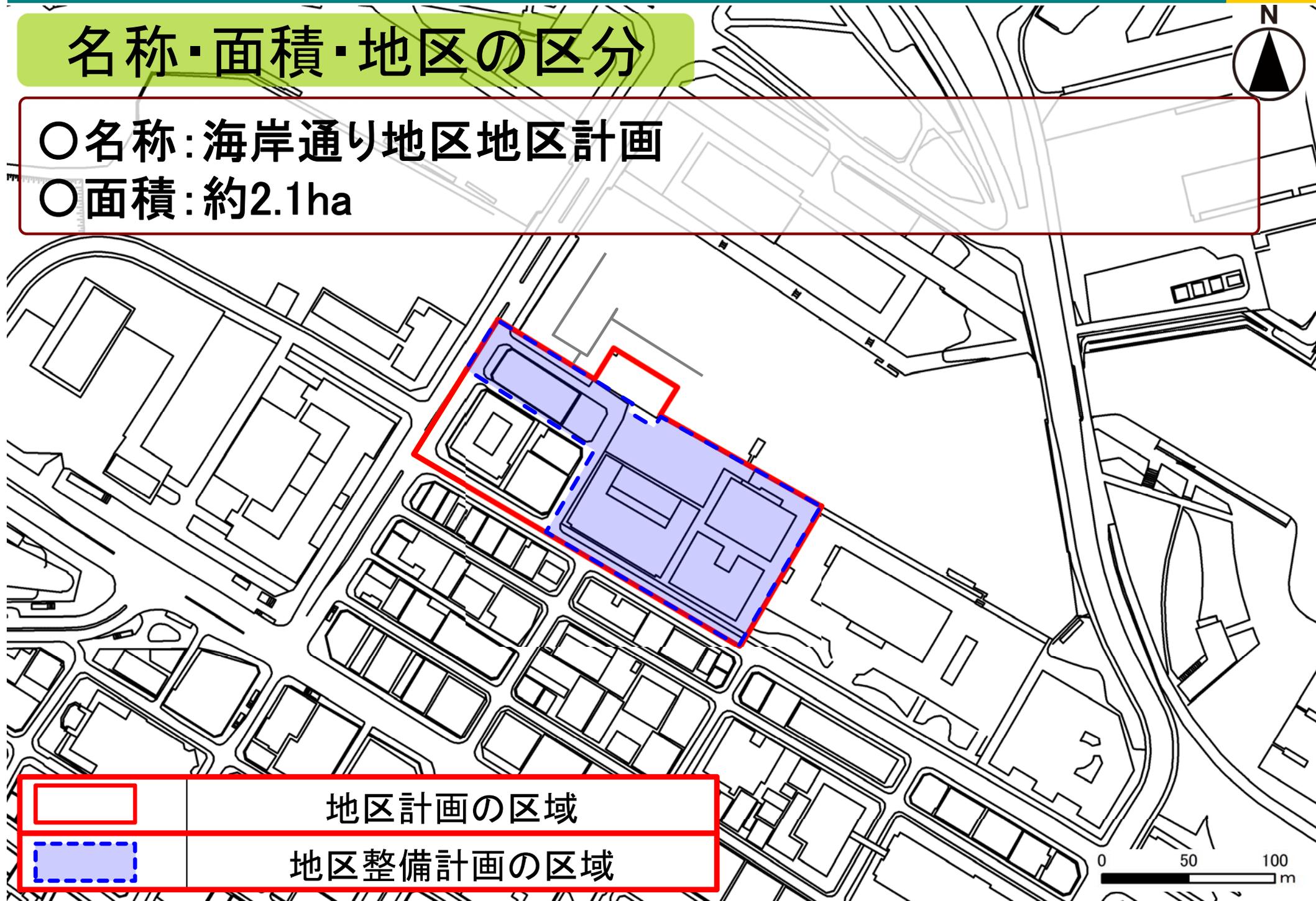
## 地区計画の構成



### 名称・面積・地区の区分

○名称：海岸通り地区地区計画

○面積：約2.1ha



地区計画の区域

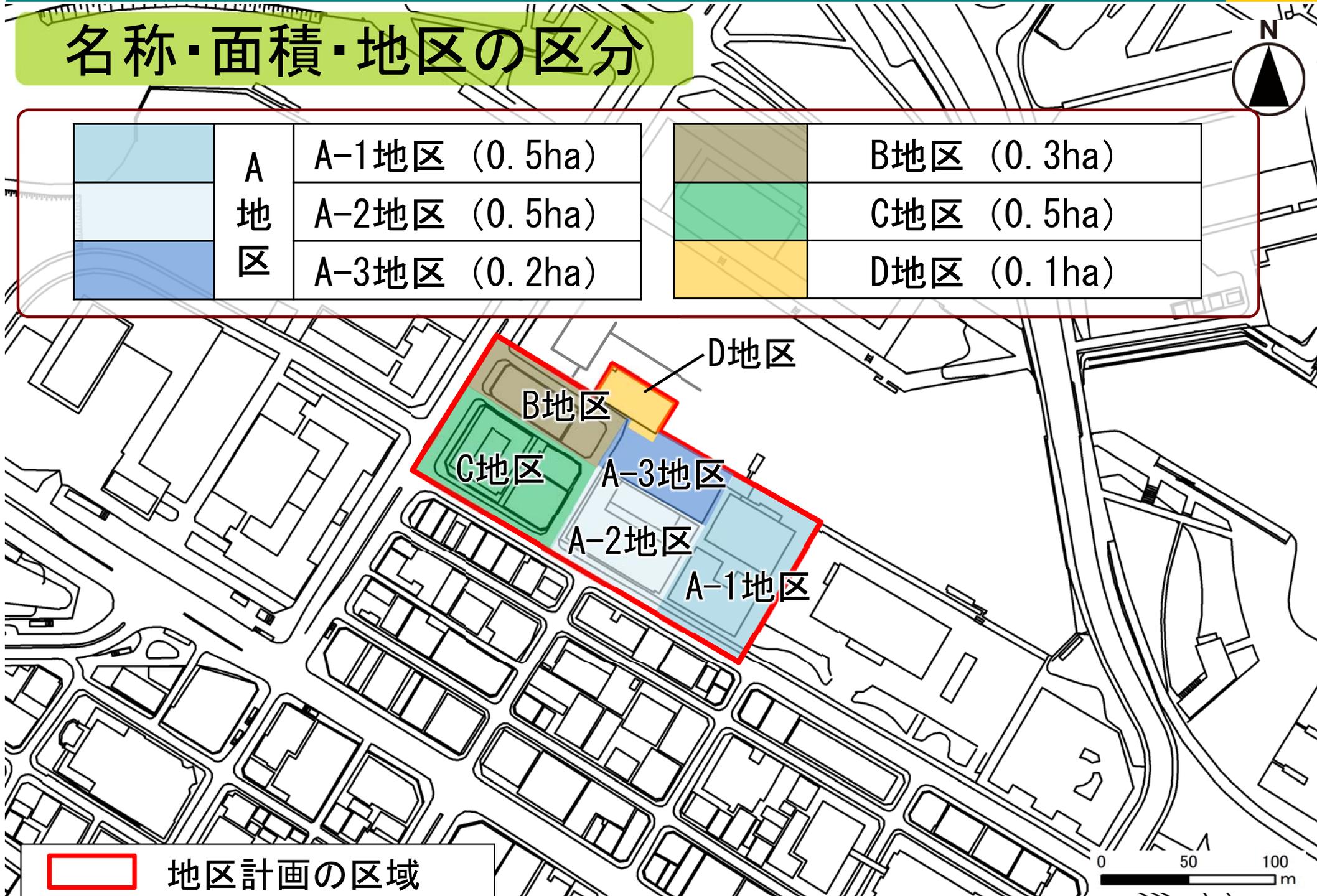


地区整備計画の区域

## 名称・面積・地区の区分

	A 地 区	A-1地区 (0.5ha)
		A-2地区 (0.5ha)
		A-3地区 (0.2ha)

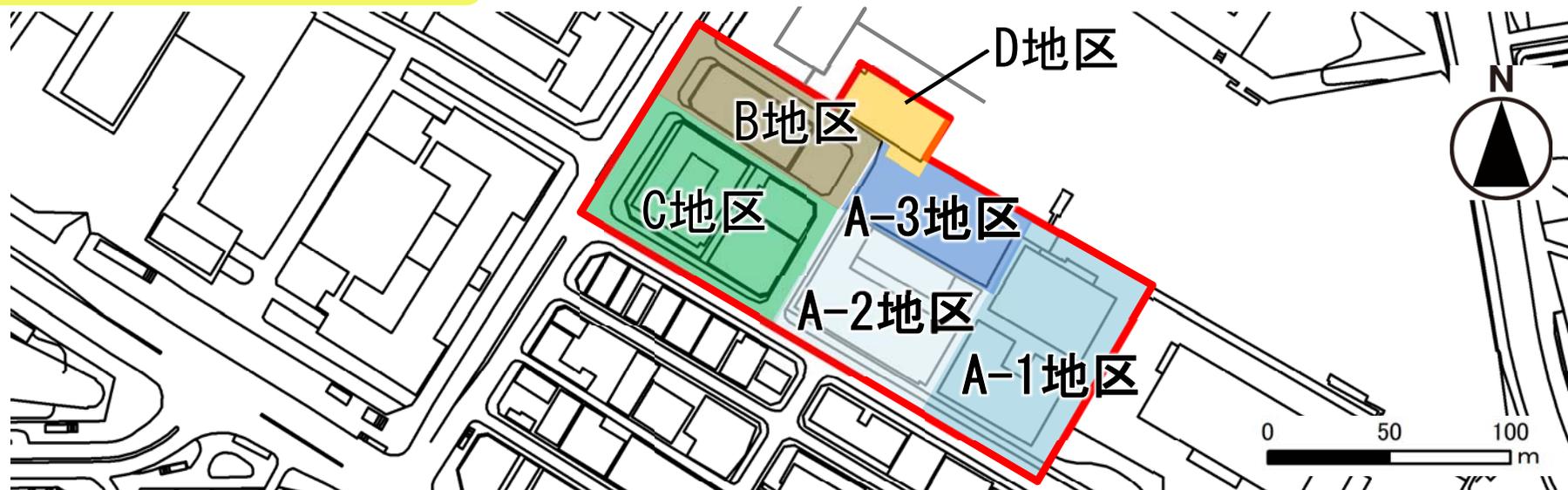
	B地区 (0.3ha)
	C地区 (0.5ha)
	D地区 (0.1ha)



### 地区計画の目標

関内地区とみなとみらい21地区の結節点として活性化の拠点となることを目指し、業務、商業施設等の整備により土地の複合的な高度利用を誘導することで、関内地区の活力をけん引するビジネスや新たなにぎわいを創出するとともに、歴史的建造物の積極的な保全・活用と、ウォーターフロントに面した立地を活かした整備によるにぎわいの形成や歩行者ネットワークの拡充を図ることにより、都心臨海部にふさわしい複合的な市街地を形成し、その環境の維持を図ることを目標とする。

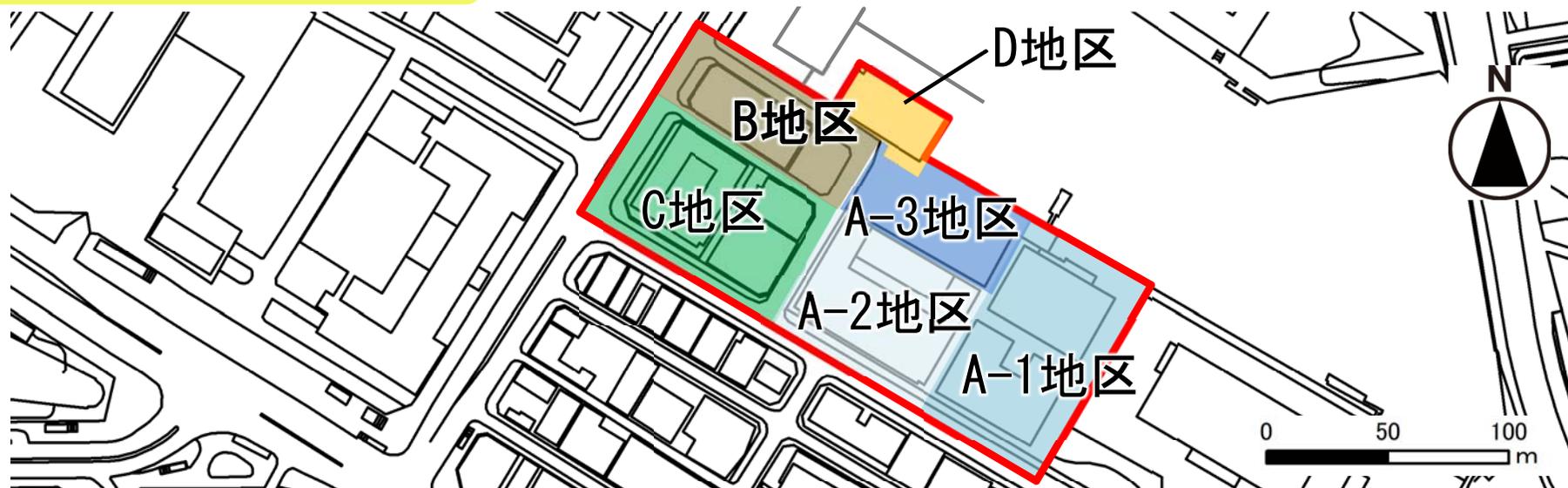
### 土地利用の方針



#### 【A地区】

業務、商業施設等の整備により土地の複合的な高度利用を誘導することで、関内地区の活力をけん引するビジネスや新たなにぎわいを創出する。 海岸通り沿いや広場を中心に、低層部ににぎわいを生み出す施設等を整備するとともに、歴史的建造物である横浜郵船ビルを保全・活用する。 海岸通りから水際へ人を引き込む歩行者空間等を創出する。

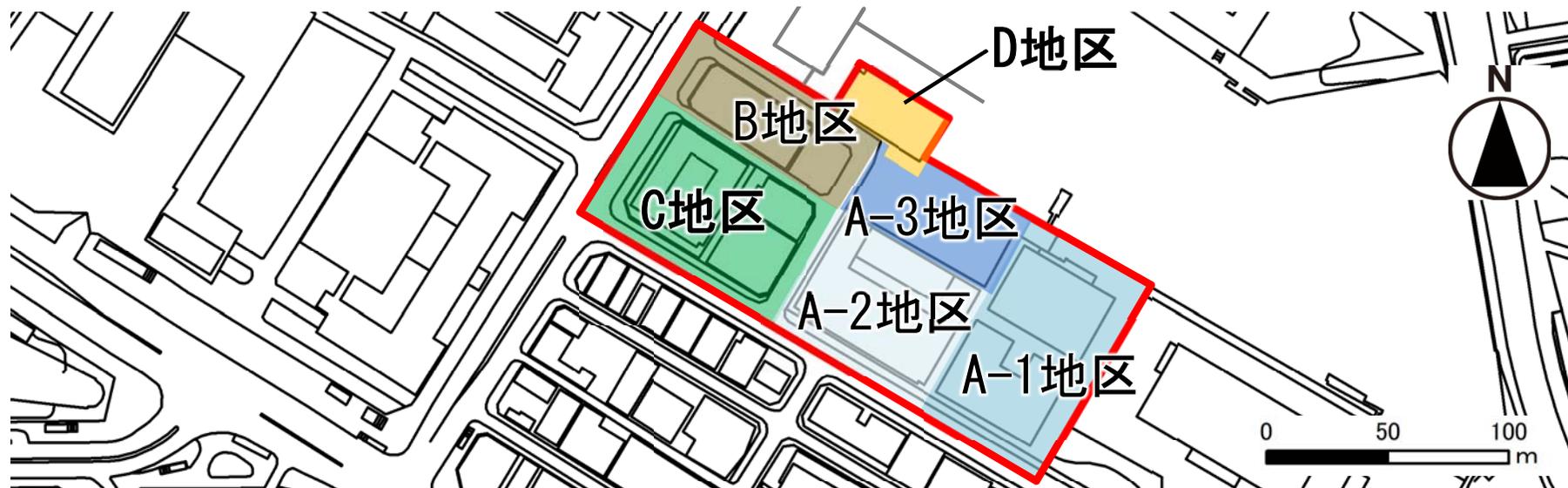
### 土地利用の方針



#### 【B地区】

業務機能を中心とした土地の高度利用、建物の更新を図ることで、関内地区の魅力ある業務環境を形成する。また、低層部ににぎわいを生み出す施設等を整備する。

### 土地利用の方針



#### 【C地区】

既存の業務、商業機能等を維持する。

#### 【D地区】

既存の行政機能等を維持する。

### 地区施設の整備の方針

ウォーターフロントを活かした市民に開かれた魅力的な水辺空間と海岸通りから水際へ人を引き込む地区内の回遊性を高める歩行者空間等を形成し、北仲通地区やみなとみらい21新港地区等との歩行者ネットワークを構築する。

#### 地区施設とは

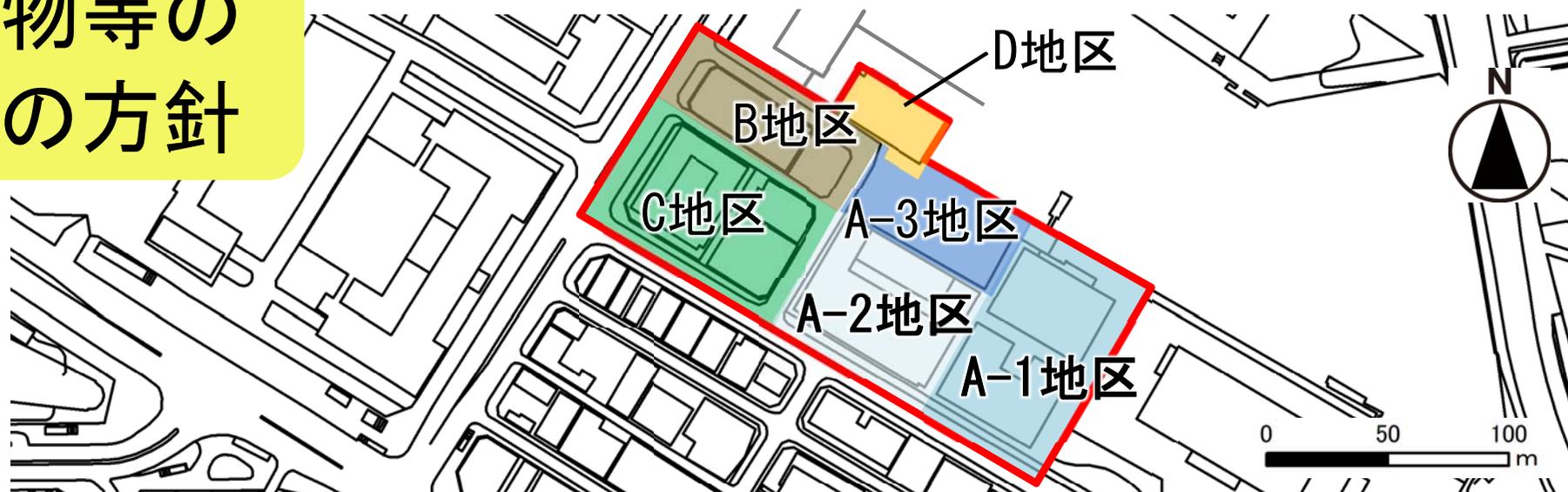
都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地

### 建築物等の整備の方針

#### 【地区全体】

- ・地区の特性に応じて、建築物の用途の制限、建築物等の形態意匠の制限について定める。
- ・関内地区の街並みと調和しつつ、関内地区とみなとみらい21地区を結ぶ結節点にふさわしい活気とにぎわいのある景観を形成する。
- ・水際線沿いでは、広場等と一体となった水際の街並み空間を創出する。
- ・省エネルギー性能の高い設計とするなど環境に配慮した建築物とする。
- ・耐震性が高く、防災性に優れた建築物とする。 など

### 建築物等の 整備の方針



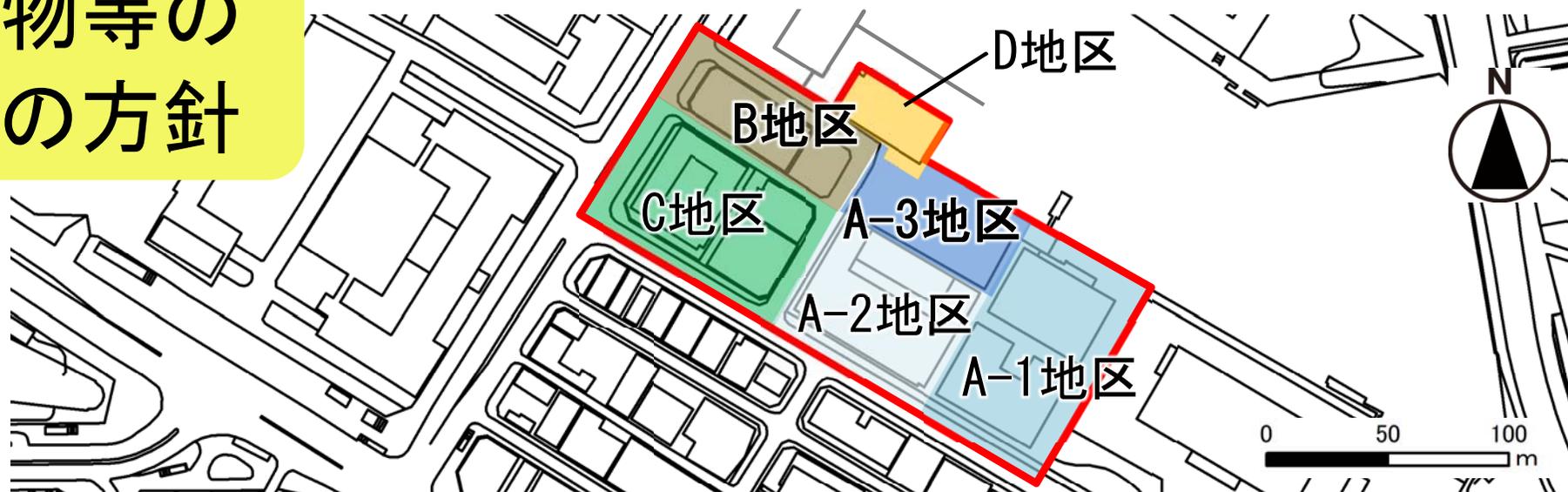
#### 【A-1地区】

歴史的建造物、海岸通りの街並み及び港からの眺望等に配慮した上で、業務機能等を集約した高層棟を整備する。

#### 【A-2地区】

歴史的建造物である横浜郵船ビルを保全・活用する。

### 建築物等の 整備の方針



#### 【A-3地区】

歴史的建造物と調和し、広場と連続したにぎわいの形成を図る建築物とする。

#### 【B地区】

万国橋通りの街並みと調和し、広場と連続したにぎわいの形成を図った上で、業務機能等を集約した建築物を整備する。

## 地区施設の配置 及び規模



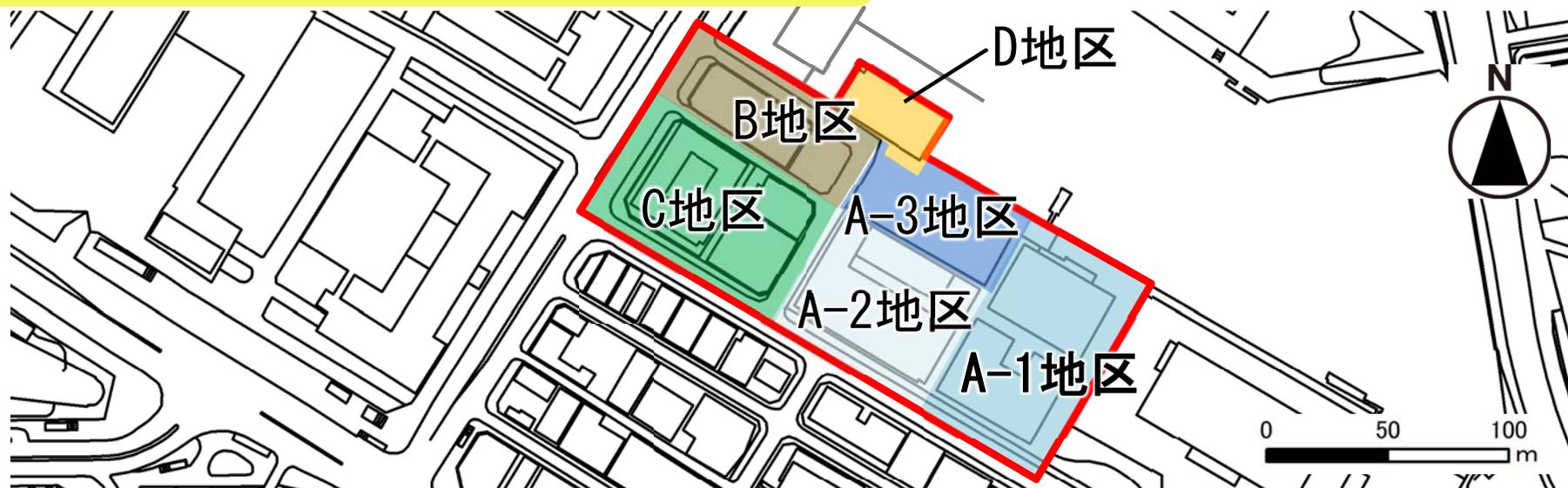
### 建築物の用途の制限

A-1地区、A-2地区、A-3地区、B地区とも、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- 1 住宅
- 2 兼用住宅
- 3 共同住宅、寄宿舍、下宿
- 4 老人ホーム、福祉ホーム等
- 5 老人福祉センター、児童厚生施設等
- 6 工場※
- 7 自動車教習所
- 8 畜舎
- 9 マージャン屋、ぱちんこ屋等
- 10 カラオケボックス等
- 11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの※
- 12 キャバレー、料理店等
- 13 個室付浴場業に係る公衆浴場等

※除外規定あり

### 建築物等の形態意匠の制限

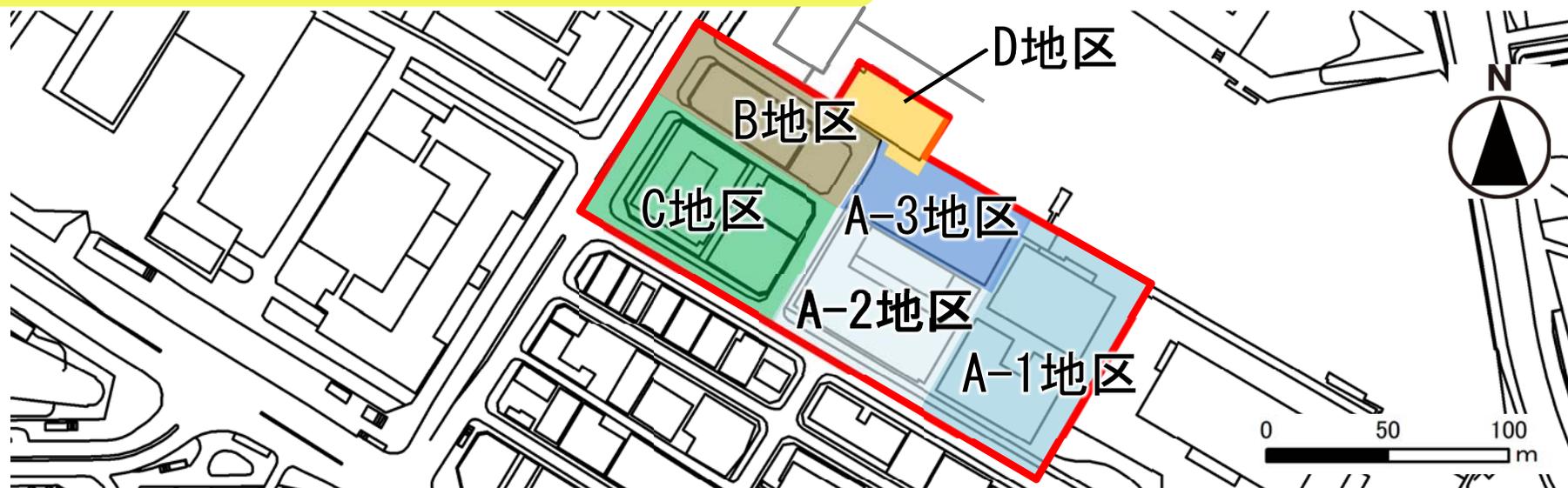


#### 【A—1地区】

建築物等の形態意匠は、周囲との景観的調和を図り、次に掲げる事項に適合するものとする。

- ・建築物は、海岸通り及び海側からの見つけ幅を小さくするなど、海側からの圧迫感の低減を図る配置とすること。
- ・歴史的建造物の大オーダーやコーニスなど景観的特徴を取り入れる等、歴史的建造物との調和に配慮した形態意匠とすること。など

### 建築物等の形態意匠の制限

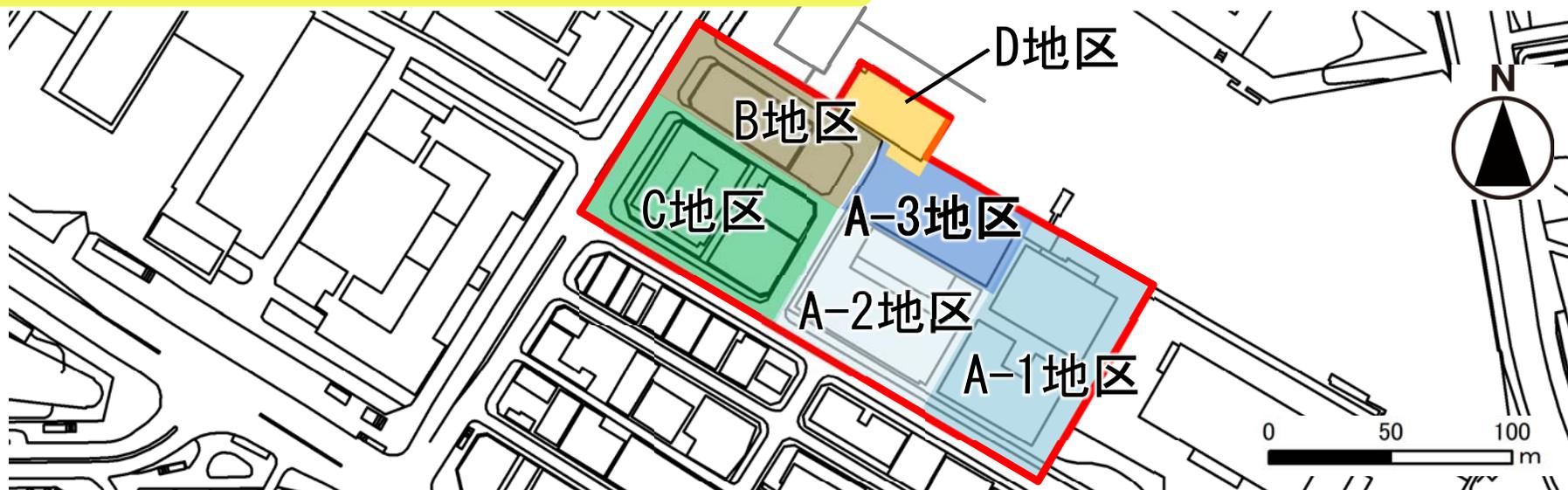


#### 【A—2地区】

建築物等の形態意匠は、次に掲げる事項に適合するものとする。

- ・歴史的建造物の保全・活用を図る。 など

### 建築物等の形態意匠の制限

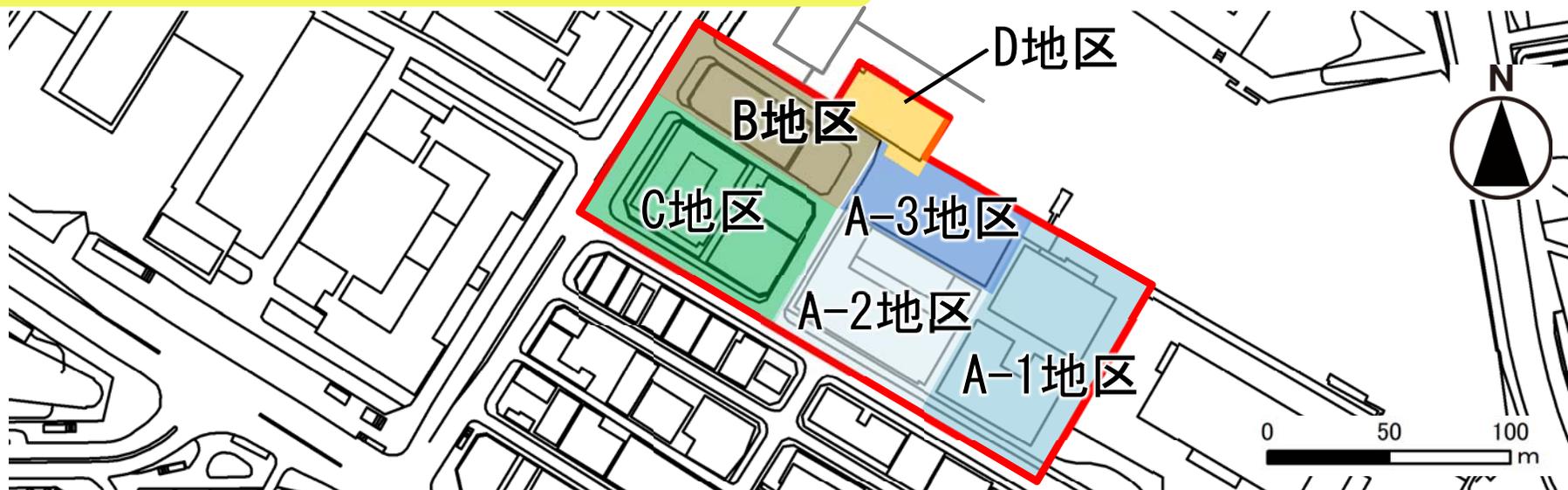


#### 【A—3地区】

建築物等の形態意匠は、周囲との景観的調和を図り、次に掲げる事項に適合するものとする。

- ・建築物は、歴史的建造物の見通し景観に配慮した配置及び頂部の形態意匠とすること。
- ・歴史的建造物と調和した形態意匠とすること。 など

### 建築物等の形態意匠の制限



#### 【B地区】

建築物等の形態意匠は、周囲との景観的調和を図り、次に掲げる事項に適合するものとする。

・万国橋通り沿いと馬車道沿いに調和した街並みを形成するため、基調となる色を揃える等とした形態意匠とすること。

・建築物の駐車場出入口は公共空地2に面する位置に設けないものとする。 など

## 4 今後の都市計画手続について

都市計画市素案説明会(本動画)  
(令和4年1月20日～2月18日)



都市計画市素案の縦覧【2週間】  
(令和4年2月4日～2月18日)



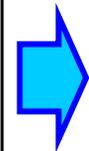
公聴会(令和4年3月7日)  
※公述申出があった場合に開催



条例に基づく都市計画原案の縦覧  
(地区計画のみ)【2週間】



都市計画法に基づく  
都市計画案の縦覧【2週間】



横浜市都市計画審議会



都市計画決定・変更告示

質問書受付  
1/20～2/7

公述申出受付  
【2週間】

意見書受付  
【3週間】  
※土地所有者等のみ

意見書受付  
【2週間】

## ◆ 都市計画市素案に対する質問書の受付

	受付期間(※期間必着)	回答
第1次	令和4年1月20日(木)～1月27日(木)	2月3日(木)
第2次	令和4年1月28日(金)～2月7日(月)	2月15日(火)
提出方法	<p>①電子申請</p> <p>横浜市ホームページから申請</p> <p>※システムメンテナンス(不定期)中は、使用できません。</p> <p>②書面(郵送又は持参)</p> <p>質問書を建築局都市計画課へ提出</p> <p>※質問書の様式は、自由です。(住所、連絡先、氏名、案件名及び質問の内容を御記載ください。)</p> <p>(受付時間 午前8時45分～午後5時15分 ※土・日を除く)</p>	

## ◆都市計画市素案の縦覧

期 間	令和4年2月4日(金)～2月18日(金) (土・日・祝日を除く 午前8時45分～午後5時15分)
場 所	横浜市建築局都市計画課
※横浜市ホームページで「都市計画市素案の概要」を御覧になれます。	

## ◆公述の申出

関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

申出期間 (※期間内必着)	令和4年2月4日(金)～2月18日(金) (土・日・祝日を除く午前8時45分～午後5時15分)
申出方法	<p>① 電子申請 横浜市ホームページから申請 ※システムメンテナンス（不定期）中は、使用できません。</p> <p>② 書面（郵送又は持参） 公述申出書を建築局都市計画課へ提出 ※公述申出書の様式は、自由です。（住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載ください。）</p> <p>◆2月18日(金)午後5時15分 必着又は申請完了</p>

## ◆公聴会（※公述の申出があった場合に開催します。）

日時	令和4年3月7日（月） 午前9時公開開始
場所	横浜市ホームページでの書面による意見の公開
<p>◆10名を超える申出があった場合は抽選。 ◆公聴会の開催の有無は、 2月21日（月）以降に、横浜市ホームページ等で御確認ください。</p>	

## お問合せ先

### ◇ 計画内容・事業内容について

横浜市 都市整備局 都心再生課

TEL : 045-671-2673

〒231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

### ◇ 都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課

TEL : 045-671-2657

〒231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階